相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県板野郡上板町佐藤塚字西一七八番地、最後の住所奈良県生駒郡斑鳩町大字法隆寺二〇九一番地一　被相続人　亡　佐野　年子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月一日

奈良県奈良市登大路町五番地修徳ビル三階

わかくさ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県益田市七尾町イ一二七番地、最後の住所島根県益田市本町六番一六号

被相続人　亡　大谷　恒夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月一日

島根県益田市駅前町一七番一号　ＥＡＧＡ　Ａ―三一一

相続財産管理人　弁護士　児玉　洋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県笠岡市園井二二六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　赤木　光子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月一日

岡山県井原市門田町一七〇四番地二

相続財産管理人　桝平　勝弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県新居浜市東雲町三丁目乙七七番地、最後の住所愛媛県新居浜市船木甲九五九番地の一　被相続人　亡　木村　榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月一日

愛媛県新居浜市垣生三丁目六番八号

相続財産管理人　三浦　稲男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代市本町二丁目一号一一番地、最後の住所熊本県八代市植柳上町八二二番地

被相続人　亡　北里　友記

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月一日

熊本県八代市上野町一八九〇番地、事務所

熊本県八代市松江城町四番二一号

相続財産管理人　弁護士　中松　洋樹

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証公員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第一四〇七号　平成八年八月十五日

㈡　商号　ＡＮＡセールス九州株式会社

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　ＡＮＡセールス九州株式会社　福岡市中央区天神一丁目一二番一四号　代表取締役　小辻　智之

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　福岡市中央区天神一丁目一二番一四号

二、当協会のボンド保証公員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証公員としての身分を失った年月日　平成二十二年十月六日

四、当協会に預託した保証金等の額　金百万円

五、第一号のボンド保証公員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証公員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本公告のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、金七千万円及び金百万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証公員であった者に取り戻されます。

平成二十二年十二月一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

社団法人日本旅行業協会

会長　金井　耿

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の弁済及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成22年12月1日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

C　①株式会社リードトラスト　②第3種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第3―2548号　④株式会社リードトラスト　貝塚市北町6丁目29番地409号　代表取締役　神野政彦　⑤株式会社リードトラスト　貝塚市北町6丁目29番地409号　⑥平成22年3月24日　⑨平成22年10月12日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫貝塚市北町6丁目29番地409号　株式会社リードトラスト　代表取締役　神野政彦

B　①有限会社グリーントラベル　②第3種旅行業　③広島県知事登録旅行業第3―331号　④有限会社グリーントラベル　広島県三次市東酒屋町276番地8　代表取締役　森瀧恵之輔　⑤本社営業所　広島県三次市東酒屋町276番地8　⑥平成9年12月12日　⑧平成22年10月31日　⑩300万円　⑪広島県知事　⑫広島県三次市東酒屋町276番地8　有限会社グリーントラベル　代表取締役　森瀧恵之輔

B　①株式会社ユニティ（ユニティトラベル）　②第3種旅行業　③広島県知事登録旅行業第3―258号　④株式会社ユニティ　広島市中区国泰寺町一丁目3番13号　代表取締役　宮崎孝志　⑤本社営業所　広島市中区国泰寺町一丁目3番13号　⑥平成8年5月8日　⑧平成21年4月1日　⑩300万円　⑪広島県知事　⑫広島市中区上八丁堀3番19号　広島東税務署長　財務事務官　桂幹夫

任意清算公告

当社は、平成二十二年十一月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日より一箇月以内にお申し出ください。

平成二十二年十二月一日

大分市大字寒田一二一一番地の一二

合資会社グランベルク

代表社員　後藤　光